

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」
及び政省令で定める「緊急調整地域」の指定要件

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(抄)

(緊急調整地域の指定)

第三条 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。

一 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場(酒類小売業免許について酒税法第九条第二項の規定により期限が付されている酒類小売販売場その他の政令で定める酒類小売販売場を除く。以下この項において同じ。)のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること。

二 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

「緊急措置法施行令」第3条で定める指定要件

新規に免許の付与等が行われており、前年度(平成14年度)の当該地域における一酒類小売販売場当たりの「平均小売販売数量」が、その前3年間(平成11~13年度)の平均値に比べ90%以下に減少していること(「供給過剰要件」)

前年度の小売販売数量が、上記割合で減少している酒類小売販売場の占める割合が2分の1を超えていること(「販売業継続困難要件」)

.....

当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が提出されていること(「計画提出要件」=法第3条第1項第2号より)